

広島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史民俗資料館の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十二年四月十五日

広島県教育委員会  
教育長 榎 田 好 一

委託事務	委託を受けた者	委託をした年月日 (委託期間)
	名 称	
広島県立歴史民俗資料館入館料の徴収事務	住所	平成二十二年三月一六日 (平成二十二年四月一日) 平成二十四年三月三二日
	株会社西日本フ ァシリテイー	
	福山市明神町一丁目 一四番五〇号	